

○小田原市中心市街地における優良建築物等整備事業補助金交付要綱

平成13年4月1日

改正

平成13年11月20日

平成13年11月20日

令和2年1月24日要綱第97号

小田原市中心市街地における優良建築物等整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付国官会第2317号）及び社会資本整備総合交付金交付申請等要領（平成23年3月11日付国官会第2379号）の規定に基づき、小田原市の中心市街地において優良建築物等整備事業制度要綱（平成6年6月23日建設省住街発第63号建設省住宅局長通知。以下「国制度要綱」という。）に基づく優良建築物等整備事業を行う者に対して、市がその事業に要する経費の一部を補助することについて、小田原市補助金の交付等に関する規則（昭和56年小田原市規則第2号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 優良建築物等整備事業 国制度要綱第2第1号に規定する優良建築物等整備事業のうち、国制度要綱第2第3号に規定する共同化タイプ、市街地環境形成タイプ及びマンション建替タイプに該当する優良再開発型優良建築物等整備事業をいう。

(2) 施行者 国制度要綱第2第2号に規定する施行者のうち、この要綱による優良建築物等整備事業を施行する者をいう。

(対象区域)

第3条 優良建築物等整備事業の対象区域は、商業地域のうち指定容積率400パーセント以上の区域その他特に市長が必要と認める区域とする。

(補助の対象)

第4条 補助対象とする優良建築物等整備事業は、国制度要綱に定められた要件を満たすものでありかつ他の関係法令、関係条例、規則、基準等に適合するものでなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は補助の対象としない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団防止法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(2) 暴力団員（暴力団防止法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

(3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当があるもの

(4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当があるもの

(補助対象事業)

第5条 施行者には補助金を交付する。

2 補助対象事業は、市街地再開発事業等補助要領（昭和62年5月20日住街発第47号建設省住宅局長通達。以下「要領」という。）第3第3項に規定する補助対象事業とする。

(補助金額)

第6条 補助金額は、前条の補助対象事業に係る費用（以下、「補助対象事業費」という。）の3分の1以内の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業が次の各号に掲げる要件に該当する場合には、前項に規定する補助金額は、別表の左欄に掲げる当該要件に該当する項目数の区分に応じ、同表右欄に定める率を同項に規定する補助金額に乗じて得た額を加えた額とする。

(1) 専有面積70平方メートル以上の住戸数が全住戸数の3分の2以上となること。

(2) 建築物の敷地に接する前面道路のうちいずれかの幅員が6メートル以上ありかつ建築物の敷地の外周の長さの7分の1以上が1箇所当該道路に接しており、当該道路に面する部分について幅員2メートル以上の歩道状公開空地を設けること。

(3) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物のうち耐震性の不足が確認されている建築物を含む事業又はマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第102条第2項に基づき、除却の必要性に係る認定がされた建築物を含むこと。

(4) 小田原市耐震改修促進計画における緊急輸送道路沿道建築物を含むこと。

（事前協議）

第7条 施行者は、優良建築物等整備事業の補助金の交付申請をしようとする場合は、事業について、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

2 前項の規定により協議を行う場合は、事業計画書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による事業計画書の提出があった場合は、その内容を審査し、第3条、第4条及び国制度要綱に掲げる事業要件に適合し、かつ、予算の範囲内で補助を行うことが適当であると認めるときは、事業採択通知書（様式第2号）により施行者に通知する。

（交付申請）

第8条 交付規則第4条第1項に規定する交付申請書の様式は、補助金交付申請書（様式第3号）とする。

（交付決定通知）

第9条 交付規則第7条の規定による補助金等交付決定通知書の様式は、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）とする。

（交付条件）

第10条 交付規則第6条の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容、補助金の額又は事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。

(3) 補助対象となる事業が補助金交付決定通知書に付された期日までに完了しない場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 交付規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（変更等の承認）

第11条 施行者は、前条第1号の規定に基づく市長の承認を受けようとする場合は、事業内容変更承認申請書（様式第5号）、補助金交付決定変更申請書（様式第6号）又は経費の配分変更承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請内容を審査し、事業内容の変更、補助金の額又は事業の経費の配分の変更の適否を事業内容変更承認（不承認）通知書（様式第8号）、補助金交付決定変更承認（不承認）通知書（様式第9号）又は経費の配分変更承認（不承認）通知書（様式第10号）により通知するものとする。

3 前条第2号の規定に基づく市長の承認を受けようとする場合は、事業（一部）中止・廃止承認申請書（様式第11号）を提出しなければならない。

4 市長は、前項の申請内容を審査し、事業の中止又は廃止の適否について、事業（一部）中止・廃止承認（不承認）通知書（様式第12号）により通知するものとする。

5 前条第3号の規定に基づく市長の承認を受けようとする場合は、完了期日変更報告書（様式第13号）を提出しなければならない。

6 市長は、前項の申請内容を審査し、事業の完了期日の変更の適否について、完了期日変更承認（不承認）通知書（様式第14号）により通知するものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第12条 交付規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過する日までとする。

（交付決定取消通知等）

第13条 交付規則第9条又は第16条の規定による交付決定の全部若しくは一部の取消し又は決定内容若しくはこれに付した条件の変更は、補助金交付決定（一部）取消・変更通知書（様式第15号）によるものとする。

(実績報告)

第14条 交付規則第13条の規定による実績報告書の様式は、完了実績報告書(様式第16号)とする。

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、交付規則第14条の規定により補助金の額を確定した場合は、補助金額確定通知書(様式第17号)により施行者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第16条 施行者は、補助金の交付を受けようとする場合は、前条に定める補助金額確定通知書(様式第17号)を受け取った後、速やかに補助金交付請求書(様式第18号)を市長に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第17条 補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(届出事項)

第18条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 所在地又は名称を変更したとき。
- (2) 代表者を変更したとき。
- (3) 規約等に変更があったとき。

(指導、監督等)

第19条 市長は、優良建築物等整備事業の適正な施行を確保するため必要な措置を命じ、又は必要な助言、勧告等を行うことができる。

2 市長は、優良建築物等整備事業が完了した後、当該事業に係る建築物及びその敷地が第4条に規定する基準に適合しているかどうか必要に応じ調査し、又はその所有者に対し報告を求めることができる。

(施行者等の義務)

第20条 施行者及び優良建築物等整備事業に係る建築物及びその敷地の所有者は、当該事業の完了後においても、第4条に規定する基準に適合するよう当該建築物を維持しなければならない。

(表示板の設置)

第21条 補助事業者は、優良建築物等整備事業が完了した後、当該事業に係る建築物が第2条の規定に基づく優良建築物であることを示す表示板(様式第19号)を設置し、それを表示板設置報告書(様式第20号)により市長に報告しなければならない。

(財産の処分の制限)

第22条 交付規則第18条ただし書の規定により市長が定める期間は、当該財産の耐用年数とする。

(実施細目)

第23条 この要綱に定めるもののほか、優良建築物等整備事業の実施に必要な事項は市長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年11月20日)

この要綱は、平成13年11月20日から施行する。

附 則(平成13年11月20日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(令和2年1月24日要綱第97号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

要件の該当項目数	乗ずる率
1	1%
2	3%
3	5%
4	8%